

## 医療法人財産帰属認可申請書

(宛先)  
広島市長

清算人住所

(電話)

(E-mail)

氏名

この度、医療法人の解散に伴い寄附行為の定めるところにより残余財産の処分を行ったが、なお処分されないものがあるので、これを次のとおり医療事業を行う者に帰属させることを認可してください。

解散した医療法人の名称		
既処分の財産の概要及び処分されない理由		
処分できない財産の品名及び数量		
財産の状況		
財産を帰属させようとする医療事業を行う者	氏名	
	住所	
	事業の種類	
この認可によっても処分できない財産があるときは、その品名及び数量		

※ 軽微な誤記、明らかな誤字脱字、記載漏れ等は、市が訂正・追記します。(承諾されない方はお申し出ください。)

(添付書類)

- 1 解散の理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産処分事項
- 4 残余財産の帰属者の同意書
- 5 寄附行為

◎ここから下には記入しないでください。

(書類審査)

受付印	審査年月日	審査者	認可年月日		特記事項		
	基準等 適・否		指令番号 広島市指令保環特第 号				
	(受付)	(伺い)					
係	係	係長	課長	照合	公印	施行	